

審議（会議）結果

審議会等名称 平成 31 年度第 1 回 神奈川県建築審査会  
開催日時 平成 31 年 4 月 19 日（金）10:00～11:05  
開催場所 県庁新庁舎 12 階 大会議室  
出席委員 （会長）伊香賀俊治、（会長職務代理）三浦大介、  
野澤康、岡部とし子、藤代ゆうや、畠宏好  
次回開催予定日 令和元年 7 月頃  
所属名、担当者名 県土整備局 建築住宅部 建築安全課 審査会グループ 根本  
掲載形式 議事概要  
議事概要とした理由 公正かつ円滑な会議の運営に支障があると判断されるため  
審議（会議）経過

1 建築基準法等に基づく個別同意案件について<公開>

建築基準法第 43 条関係 3 件が付議され、全て同意された。

(1) 第 1-1 号（一戸建ての住宅）

建築指導課から、処分庁横須賀土木事務所による提案資料に基づき案件の概要説明が行われ、特に質疑応答はなく、同意された。

(2) 第 1-2 号（一戸建ての住宅）

建築指導課から、処分庁平塚土木事務所による提案資料に基づき案件の概要説明が行われ、以下のとおり質疑応答がなされた後、同意された。

《発言要旨》

(委員) 平面図の資料を見ると、赤で塗っているところは後退部分（移管予定）で、隣地は私道で緑のところがあるが、緑のところは移管の予定がないのか。また、今回の建築計画に当たり、この緑のところの持ち主とはどのような話になっているのか。

(平塚土木) 緑の私有地の通路は、隣の方が分筆せず所有するもので、今回 43 条の許可の申請に当たっては、この緑の通路の通行同意書をとっていただき、通行する同意を得ているという状況である。

(委員) 今回の赤色の部分は移管予定ということであるが、それは義務なのか。仮に移管ができなかったとすると、ただし書の基準上、何か問題が生じるのか。

(平塚土木) 後退部分の移管については義務ではない。今回は伊勢原市内の案件になるが、伊勢原市との任意の協議という形になる。43 条の許可に当たっては、後退は許可の要件になっているが、後退した部分を移管するかどうかは、任意の協議の結果による。

(3) 第1-3号(一戸建ての住宅)

建築指導課から、処分庁平塚土木事務所による提案資料に基づき案件の概要説明が行われ、以下のとおり質疑応答がなされた後、同意された。

《発言要旨》

(委員) 本件も緑の通路の部分の同意をとっているのか。

(平塚土木) はい。緑の私道の通路部分については、今回の許可申請に当たり、通行同意をいただいている。

2 建築基準法等に基づく包括同意案件について<公開>

建築指導課から、建築基準法第43条関係3件について報告した。

3 審査請求案件について<非公開>

事務局から、標記について概要説明が行われ、審議がなされた。

4 「審査請求事案の処理における会長の専決事項の指定について」の改正について<非公開>

標記の審議を行い、改正された。

5 報告<非公開>

事務局から、全国建築審査会協議会、神奈川県特定行政庁建築審査会連絡会の今後の予定について報告した。

6 その他<非公開>

次回の審査会の開催時期等について申し合わせを行った。